

添付書類(2)

大洋リアルエステート株式会社

送信者：“Masao Horiuchi”
 宛先：“三原破産管財人” “三菱地所 木村会長”
 Cc：“東銀リース 佐野社長” “TMK 見上取締役”
 送信日時：2011年7月6日 8:53
 添付：裁判所よりのFAXに対する当社回答.pdf
 件名：8月4日予定の調停日を突然本日に変更された件について

昨日何度かEメールをお送りしましたが、当方のEメールの調子が悪く、受信されていない可能性が高いので、本日再度、下記Eメールを送信させて頂きます。もしすでに昨日受信されていましたら、再度お送りする事をお詫び申し上げます。
 悪しからずご了承願います。

2011年7月5日

御堂筋共同ビル開発特定目的会社
 破産管財人
 三原 崇功 様 (Eメール送付)

大阪地方裁判所 第10民事部
 裁判官
 池下 朗 様 (FAX送付)
 本多 俊雄 様 (FAX&書留送付)

御堂筋共同ビル開発特定目的会社
 開発及び特定資産管理処分業務受託者
 三菱地所株式会社
 代表取締役 取締役会長
 木村 恵司 様 (Eメール送付)

大洋リアルエステート株式会社
 代表取締役社長
 堀内 正雄

前略 今日はご多忙中、裁判官にはお時間をお取り頂き有難うございました。
 しかし、三菱地所の調停申立に御堂筋共同ビル開発特定目的会社
 (以下「TMK」と言います) の破産管財人が出席されたのには驚きました。
 三者(破産管財人、裁判官、三菱地所)は一体である事を確認した次第です。

又、大阪地方裁判所第10民事部は、本件で混乱しておられる事が明確になりました。と言うのは、私が帰社後、当社社員から今度の裁判官はどうでしたか?との質問を受けました。何の事かと問いただした所、社員は、先月(6月)22日頃、大阪地方裁判所第10民事部前野書記官より連絡があり、本件調停の担当裁判官が本多俊雄裁判官に変わったと通知があったので堀内に伝えたと言いました。
 その後2回この新裁判官に当社からFAXを送付しています。

このようにご担当裁判官が2週間足らずの間に2度も変わられた事など私は全く知らず、今日の調停に出席していました。
 今日の調停もこれまで同様池下裁判官がご出席でした。
 本多裁判官のご出席はありませんでした。
 もし裁判官が変わられた事を聞いていれば、私は当然その場で質問したはずです。
 大阪地方裁判所第10民事部と三菱地所、破産管財人の関係にも色々疑問を感じます。
 今日も池上裁判官との会話中も、裁判所は公平と必要以上に繰り返し強調されていた事が妙に強く印象に残っています。

4月27日三菱地所の申立による1回目の調停当日、
 2回目の調停日は8月4日と裁判官、三菱地所、当社が合意した後、
 三菱地所(TMKを使って)は既に一週間も早い4月20日に
 破産開始の申し立てを裁判所に提出していた事を当社は初めて知りました。
 もし裁判官が真実この三菱地所の(TMKを使った)破産申立を
 ご存じなかったとすれば、裁判所を愚弄する行為です。
 先月6月20日頃、大阪地方裁判所第10民事部前野書記官より、
 三菱地所の要請?指示?で2回目の調停を繰り上げて早く行いたいと
 驚くべき要望がありました。三菱地所は裁判所にまで指示?するようです。
 裁判所が決定された調停日を理由もなく強引に1ヶ月も早く繰り上げる要請など一般的にはあり得ないようです。

又、裁判所よりのFAXに対する添付当社の回答にある通り、
 三菱地所よりの謝罪文がない限り当社はこの繰り上げ調停当日退席する
 との条件になっていました。処が、裁判官はこの三菱地所の謝罪については
 明確にされず、しかも、次回の調停日まで決定されましたが、
 当社は裁判官のご努力に反対出来ず、やむなく承諾致しました。
 しかし、調停には強制力はなく、次回は、三菱地所の謝罪がない限り、
 不調と決定して頂くようお願い申し上げます。

次に、帰り際裁判所ロビーで三原管財人に申し上げたように、
 当社は不法占拠のビル撤去と損害賠償請求訴訟を
 近々裁判所に提起するつもりです。
 しかし素人の訴状ですので時間がかかると思います。
 三原管財人との会話の中でもご承知のようである通り、
 TMKを故意に倒産させたのは三菱地所であり、
 管財人は三菱地所に対し損害賠償請求を直ちに起こして下さい。
 その為には裁判所の許可が必要なようですが、
 手続を取って頂くよう要請致します。

三原破産管財人は、三菱地所に対する訴訟費用をご心配されていましたが、
 裁判所の許可のもと、最大の債権者として当社が負担致します。
 又、管財人は不法占拠ビルの買い手を募集するような話をされていましたが、
 当社は建物撤去の訴訟を起こしますから、このような
 数十億円も撤去費用のかかる建物を買う人は正常な相手ではないと思われます。
 しかし最近当社が東京より得ている情報では、管財人は
 三菱地所や建設会社と協議して反社会勢力にこの不法占拠ビルを買わせる
 工作をしているとの根も葉もないうわさがあると聞いておりますが、
 もし本当に買い手があるならこのような相手でしょう。
 本件関係者はご注意下さい。

草々

c c : 東銀リース株式会社
代表取締役社長
佐野 三郎 様

見上 正美 様

事件番号：平成 28 年（メ）第 501 号

申立人 三菱地所株式会社

相手方 大洋リアルエステート株式会社

平成 23 年 6 月 23 日

大阪地方裁判所 第 10 民事部 3 係 C
裁判所書記官 前野 一郎 様

大洋リアルエステート株式会社
代表取締役社長 堀内 正雄



平成 23 年 6 月 22 日「期日調整のお願い」FAX に対するご回答

前略 上記調停事件については、裁判所に対し三菱地所が大変ご迷惑をおかけしていることについて当社は関係者として深くお詫び申し上げます。

前野書記官にお電話で申し上げた通り、本件は三菱地所が御堂筋共同ビル開発特定目的会社の開発及び特定資産管理処分業務受託者としての責任を果たさず、地主の当社や優先出資者のチェン社（本社シンガポール）に大きな損害・迷惑を掛けたことは明白です。再三当社が要求している上記迷惑についての三菱地所からの正式謝罪がない限り、調停に応じることは困難であります。前野書記官のお話にもあるように、裁判所は業務として三菱地所よりの申立にご尽力頂いており、当社としても裁判所のご努力に感謝の心情もあり、下記の通り、当方が海外出張をキャンセルした直後であり、今月中にご回答頂くことを前提として、今の処時間の都合はつけます。

- 調停日 7月 1 日～7月 13 日迄（時間不問）都合がつきます
- 調停開始前に、裁判所にて三菱地所より三菱地所の正式謝罪文を受領することが前提です。
- もし今迄のごとく、三菱地所が口頭で謝罪するふりだけであれば、調停当日当社は退席致します。

草々